

## 滋賀県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

### 改正の理由

地方公務員法および地方自治法の一部改正により、新たに会計年度任用職員の制度が設けられたことならびに特別職の非常勤職員および臨時の任用職員の任用が厳格化されたこと等に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県職員等の給与に関する条例ほか16条例の一部を改正する。

### 改正の概要

1 滋賀県職員等の給与に関する条例（第1条関係）【一部公布の日または令和元年12月14日施行あり】  
会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する以下の事項を定める。

#### (1)会計年度任用職員の給与の種類

- ・パートタイム（第1号）会計年度任用職員…報酬および期末手当
- ・フルタイム（第2号）会計年度任用職員…給料、期末手当、地域手当 等

#### (2)パートタイム会計年度任用職員の報酬等

- ・基本報酬（月額・日額・時間額）…給料(※)、初任給調整手当および地域手当に相当する報酬
  - ・その他の報酬…特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当および農林漁業普及指導手当に相当する報酬
  - ・費用弁償…通勤手当相当
- (※) フルタイム会計年度任用職員であるとした場合の額を基礎とし、勤務時間で按分する。

#### (3)フルタイム会計年度任用職員の給与

- ・給料…類似する職務に従事する職員に適用される給料表を適用
- ・手当…常勤職員の規定を準用

#### (4)期末手当

任期が6月以上である者(※)に対して期末手当を支給する。

(※) パートタイム会計年度任用職員は、1週間当たりの勤務時間が人事委員会規則で定める勤務時間以上の者に限る

#### (5)その他

- ・職務の特殊性その他特別の事情により給与上特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与については、任命権者が別に定める。
- ・会計年度任用職員である技能労務職員の給与の額は、常時勤務を要する技能労務職員の給与との均衡を考慮して別に定める。
- ・条例の名称を「滋賀県職員等の給与等に関する条例」に改める。

- 2 滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第3条関係）**  
法改正を踏まえて、常勤職員と同様に特定業務等従事任期付職員についても昇給する規定を整理する。
- 3 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例および滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（第4条および第16条関係）【一部公布の日施行あり】**  
臨時の任用職員の年次有給休暇は、その者の任用の期間の月数に応じて付与する。
- 4 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（第12条関係）**  
条例の対象となる特別職に選挙分会長、審査分会長等を追加する。
- 5 滋賀県職員退職手当条例（第14条関係）【一部公布の日または令和元年12月14日施行あり】**  
(1) パートタイム会計年度任用職員には、退職手当を支給しない。  
(2) フルタイム会計年度任用職員等には、一定の要件を満たす者には国家公務員と同様に退職手当を支給するため、必要な規定の整備を行う。
- 6 法改正や制度改正に伴う必要な規定の整備（第2条、第5条から第11条まで、第13条、第15条および第17条関係）**
- ア 滋賀県職員定数条例
  - イ 滋賀県職員の配偶者同行休業に関する条例
  - ウ 滋賀県職員の育児休業等に関する条例
  - エ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
  - オ 滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
  - カ 滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
  - キ 滋賀県職員の分限に関する条例【一部公布の日施行あり】
  - ク 職員の懲戒の手続きおよび効果に関する条例
  - ケ 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例
  - コ 滋賀県地方警察職員の定員に関する条例
  - サ 滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例
- 7 その他**
- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
※その他必要な規定の整備の一部については、公布の日から施行する。  
※成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴う規定の整備については、令和元年12月14日から施行する。
  - (2) 関係条例について必要な改正を行う。
  - (3) その他必要な規定の整備を行う。

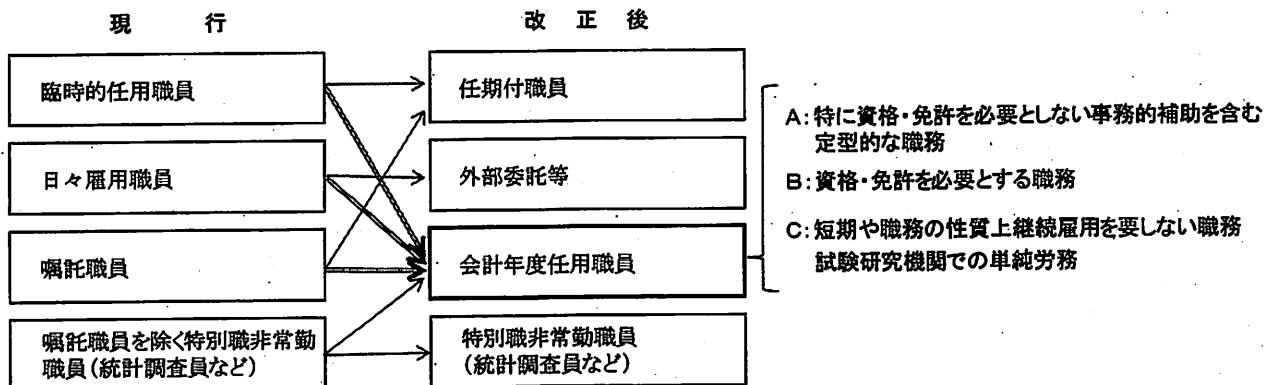
## 地方公務員法等の一部改正に伴う会計年度任用職員の設置について

＜改正法の趣旨＞（令和2年4月1日施行）

⇒特別職および臨時の任用を厳格化、ならびに一般職の非常勤職員の任用等に関する制度を明確化し、待遇改善を図る。

### 1. 職の再構築

- ・ 現行の臨時の任用職員、嘱託職員等については、原則として一旦廃止。
- ・ 会計年度任用職員の設置が必要と認められる場合には新たにその職を設置。



### ※会計年度任用職員制度の概要

＜定義＞：一会計年度を超えない範囲内で置かれる「一般職の非常勤」の職

＜任期＞：採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で、任命権者が定める期間

※同一の者が、平等取扱いの原則や成績主義の下、客観的な能力の実証を経て再度任用されること「有」。

＜採用＞：適切な募集を行った上で、客観的な能力実証の実施が必要（面接や書類選考等）

＜給付＞：従事する職務の内容や責任の程度、地域の実情等を踏まえ適切に決定

### 2. 本県での会計年度任用職員の給付内容等

#### (1) 職務内容および報酬の上限額

類似の職務に従事する常勤職員に適用される給料表を基礎として、常勤職員と同様に職務経験等の要素を考慮した上で、勤務時間に応じて報酬額を決定（上限設定有り）。

#### (2) 期末手当

会計年度内の任期が6箇月以上ある者に対して、原則として期末手当を支給する。

#### (3) 勤務形態

パートタイム（38時間45分未満）での任用を基本。週あたりの日数、1日当たりの時間数は複数パターン用意し、現状に応じて柔軟に対応。

## 滋賀県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）および地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正により、新たに会計年度任用職員の制度が設けられたことならびに特別職の非常勤職員および臨時的任用職員の任用が厳格化されたこと等に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和 32 年滋賀県条例第 27 号）ほか 16 条例の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

#### (1) 滋賀県職員等の給与に関する条例の一部改正

ア 題名を滋賀県職員等の給与等に関する条例に改めることとします。（第 1 条による改正後の題名関係）

イ 条例の趣旨規定に、会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する事項を定めることを追加することとします。（第 1 条による改正後の第 1 条関係）

ウ この条例において、第 1 号会計年度任用職員とは、会計年度任用職員のうち法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる者をいい、第 2 号会計年度任用職員とは、会計年度任用職員のうち同項第 2 号に掲げる者をいうこととするほか、条例で使用する用語について定めることとします。（第 1 条による改正後の第 1 条の 2 関係）

エ 第 1 号会計年度任用職員には報酬および期末手当を支給し、第 2 号会計年度任用職員には給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、農林漁業普及指導手当および退職手当を支給することとします。（第 1 条による改正後の第 27 条関係）

オ 第 1 号会計年度任用職員の報酬の種類は、基本報酬（給料、初任給調整手当および地域手当に相当する報酬をいう。以下同じ。）ならびに特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当および農林漁業普及指導手当に相当する報酬とします。（第 1 条による改正後の第 28 条関係）

カ オの基本報酬は、月額、日額または時間額で定め、その支給方法は月額で定められたものは職員の給料の例により、日額または時間額で定められたものは翌月の人事委員会規則で定める日までに支給することとします。（第 1 条による改正後の第 29 条および第 30 条関係）

キ 会計年度任用職員のうち、任期が 6 月以上である者（第 1 号会計年度職員にあって

は、任期が6月以上であり、かつ、1週間当たりの勤務時間が人事委員会規則で定める勤務時間以上である者)その他これに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに対して期末手当を支給することとします。(第1条による改正後の第34条および第37条関係)

ク 第1号会計年度任用職員には、通勤のため要する費用を弁償することとします。(第1条による改正後の第35条関係)

ケ 第2号会計年度任用職員には、類似する職務に従事する職員に適用される給料表を適用し、この場合において適用する級は1級または2級に限るものとします。(第1条による改正後の第36条関係)

コ エからケまでの規定にかかわらず、職務の特殊性その他特別の事情により給与上特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与については、任命権者が別に定めることとします。(第1条による改正後の第39条関係)

サ 休職中の会計年度任用職員の給与について定めることとします。(第1条による改正後の第40条関係)

シ 会計年度任用職員である技能労務職員の給与の額は、常時勤務を要する技能労務職員の給与との權衡を考慮して別に定めることとします。(第1条による改正後の第41条関係)

(2) 滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第8号)の一部改正

特定業務等従事任期付職員に対する給与条例の適用除外等の規定を削除することとします。(第3条による改正後の第9条関係)

(3) 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(平成6年滋賀県条例第49号)の一部改正

臨時の任用職員の年次有給休暇は、その者の任用の期間の月数に応じて付与することとします。(第4条による改正後の第11条および別表第2関係)

(4) 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部改正

条例の対象となる特別職に選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、審査分会立会人および国民投票分会立会人を追加することとします。(第12条による改正後の第1条関係)

(5) 滋賀県職員退職手当条例(昭和28年滋賀県条例第24号)の一部改正

ア 法第22条の2第1項第1号に掲げる者には、退職手当を支給しないこととします。(第14条による改正後の第2条関係)

イ 常時勤務に服することを要しない者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えて勤務した場合についても、国家公務員と同様に退職手当を支給するため、必要な規定の整備を行うこととし

ます。（第14条による改正後の付則第32項および第33項関係）

(6) 滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号）の一部改正

臨時の任用職員の年次有給休暇は、その者の任用の期間の月数に応じて付与することとします。（第16条による改正後の第11条および別表第2関係）

(7) 次に掲げる条例について、必要な規定の整備を行うこととします。（第2条、第5条から第11条まで、第13条、第15条および第17条関係）

ア 滋賀県職員定数条例（昭和24年滋賀県条例第44号）

イ 滋賀県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年滋賀県条例第58号）

ウ 滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）

エ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和63年滋賀県条例第10号）

オ 滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年滋賀県条例第56号）

カ 滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年滋賀県条例第1号）

キ 滋賀県職員の分限に関する条例（昭和31年滋賀県条例第31号）

ク 職員の懲戒の手続および効果に関する条例（昭和26年滋賀県条例第52号）

ケ 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年滋賀県条例第7号）

コ 滋賀県地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年滋賀県条例第35号）

サ 滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年滋賀県条例第30号）

(8) その他

ア この条例は、令和2年4月1日から施行することとします。ただし、(7)（オおよびキに係るものに限る。）およびエの一部は公布の日から、イおよびエの一部は令和元年12月14日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を設けることとします。

ウ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

エ その他必要な規定の整備を行うこととします。